

第 3 1 9 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、第 3 に掲げる各決定（以下これらを「本件各処分」という。）に対する審査請求（以下これらを「本件各審査請求」という。）の対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査会における判断および答申

本件各審査請求は、いずれも審査請求人が同一であるほか、実施機関の処分の妥当性の判断において検討すべき内容等に類似する点が認められることから、当審査会はこれらを一括して判断し、答申を行うこととする。

第 3 本件各審査請求に至る経過

1 本件各審査請求について

(1) 平成30年 4月26日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次のような行政文書公開請求（以下「本件公開請求①」という。）を行った。

「発達障害のある」という意味のわかる文書
「学習障害」のあるという意味のわかる文書
裁判書類一式（プール事故の分）

(2) 同年 5月 7日、実施機関は、本件公開請求①に対し、「発達障害のある」という意味のわかる文書、「学習障害」のあるという意味のわかる文書は存在しないことから非公開決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。なお、審査請求人はこの処分について別に審査請求を行っている。

(3) 同年 5月 8日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関に対し、次のような行政文書公開請求（以下「本件公開請求②」という。）を行った。

プール事故に係る裁判書類一式
学校における児童生徒の安全健康確保に関する文部科学省からの文書（照会を含む）及び照会に対する回答

- (4) 同年 5月14日、実施機関は、本件公開請求①のうち、裁判書類一式（プール事故の分）の一部について、第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状、訴状副本、証拠説明書、甲号証（写）、訴えの変更申立書副本、訂正上申書（以下これらを「本件行政文書①」という。）を特定し、その一部を非公開とする一部公開決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。なお、この処分に対しては、審査請求人は審査請求を行っていない。
- (5) 同年 5月31日、実施機関は、本件公開請求②に対し、熱中症事故の防止について（依頼）、【名古屋市教育委員会】柔道の指導体制に関する状況調査回答、【名古屋市教育委員会】高等学校水泳授業等実施状況調査回答（以下これらを「本件照会等文書」という。）のほか、本件行政文書①を特定し、その一部を非公開とする一部公開決定（以下「本件処分①」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (6) 同年 6月 4日、審査請求人は、本件処分①を不服として、名古屋市長に対して審査請求（以下「本件審査請求①」という。）を行った。
- (7) 同年 6月29日、実施機関は、本件公開請求①及び②に対し、平成29年 7月 6日答弁書、平成29年 7月11日閲覧等制限申立書、平成29年 7月24日訂正上申書、平成29年 7月27日訂正上申書、平成29年 7月28日決定、平成29年 9月21日第1準備書面、証拠説明書、乙号証（写）、平成29年11月24日準備書面（1）、証拠説明書（2）、甲号証（写）、平成30年 1月24日第2準備書面、証拠説明書（2）、乙号証（写）、平成30年 3月22日準備書面（2）、証拠説明書（3）、乙号証（写）（いずれも請求に係るもの）（以下これらを「本件行政文書②」という。）を特定し、その一部を非公開とする一部公開決定（以下「本件処分②」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (8) 同年 7月10日、審査請求人は、本件処分②を不服として、名古屋市長に対して審査請求（以下「本件審査請求②」という。）を行った。

第4 実施機関の主張

1 決定通知書によると、実施機関は、本件各審査請求の対象となる行政文書を一部公開とした理由として、おおむね次のとおり主張している。

(1) 本件審査請求①について

ア 本件照会等文書について

(ア) 熱中症事故の防止について（依頼）に記載された情報には、民間事業者の担当者の氏名（以下「本件情報①」という。）が記載されており、特定の個人を識別できるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものにあたり、条例第 7条第 1項第 1号に該当するため。

(イ) そのほかの本件照会等文書には、職員個人のメールアドレス（以下「本件情報②」という。）が記載されており、これを公表すれば業務の運営に支障をきたすと認められ、条例第 7条第 1項第 5号に該当するため。

イ 本件行政文書①について

(ア) 本件行政文書①には、訴訟の原告らの氏名、住所、身体的特徴、健康状態、家庭状況、財産等に関する情報（以下これらを「本件情報③」という。）が記載されているが、これらの情報は、特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち、通常他人に知られたくないと認められるもの、又は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、条例第 7条第 1項第 1号に該当するため。

(イ) また、第 1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状を除く、本件行政文書①には損害賠償請求額等の記載（以下「本件情報④」という。）があり、公にすることにより本訴訟において被告である名古屋市の地位を不当に害するおそれがあり、条例第 7条第 1項第 5号に該当するため。

(ウ) さらに、第 1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状を除く、本件行政文書①には上記（イ）のほか、民事訴訟法（平成 8年法律第 109号。以下「法」という。）第92条に基づき、裁判所が閲覧等制限を行っている箇所（以下「本件情報⑤」という。）があり、その部分は、条例第 7条第 1項第 7号に該当するため、非公開とする。

(2) 本件審査請求②について

ア 本件行政文書②には、本件情報③が記載されているため、上記（1）イ（ア）のとおり、条例第 7条第 1項第 1号に該当し、非公開とする。

イ 平成29年 7月 6日答弁書、平成29年 7月27日訂正上申書を除く本件行政文書②には、本件情報④が記載されているため、上記(1) イ (イ)のとおり、条例第 7条第 1項第 5号に該当し、非公開とする。

ウ 平成29年 9月21日第 1準備書面、証拠説明書、乙号証（写）、平成29年11月24日準備書面（1）、証拠説明書（2）、甲号証（写）、平成30年 1月24日第 2準備書面、証拠説明書（2）、乙号証（写）、平成30年 3月22日準備書面（2）、証拠説明書（3）、乙号証（写）には、本件情報⑤が記載されているため、上記（1）イ（ウ）のとおり、条例第 7条第 1項第 7号に該当し、非公開とする。

2 実施機関は、弁明書において、上記 1に加え、おおむね次のとおり主張している。

(1) 本件審査請求①について

条例第 7条第 1項第 1号該当性について、当該訴訟に関する文書については、過去にも同様の行政文書公開請求がなされた際に、原告本人に第三者意見照会を行っているが、原告からは公開に反対する旨の回答を受けており、原告個人の権利利益を害することは明らかである。

また、本件情報④については、裁判所が閲覧等制限の決定を行っているため、訴訟が終結し、情報を公開することによる訴訟遂行への影響がなくなった後においても当然に公開されるものではない。

(2) 本件審査請求②について

上記（1）に加え、審査請求人は「新聞、家族が公表している部分については公開すべきである」旨の主張に対して、審査請求人の主張する「公表している」部分は定かではないものの、事故発生当時の新聞報道により広く周知された事実（原告の学校名、学年、けがの概要等）については、すでに公開している。また、上記（1）のとおり、同様の行政文書公開請求がなされた場合に、原告に対して第三者意見照会を行ったところ、公開に反対していることや、原告が裁判所に対して裁判資料に対する閲覧等制限の申立てを行っていることから、原告とその家族が公表を望んでいないことは明らかである。

第 5 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件各処分を取り消す、との裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張している審査請求の理由は、次のとおりである。

(1) 審査請求①について

条例第 7 条第 1 項第 1 号、第 5 号、第 7 号に該当しない。

(2) 審査請求②について

上記 (1) に加えて、以下の理由も主張する。

新聞、家族が公表している部分については公開すべきである。

第 6 審査会の判断

1 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

2 本件行政文書①、②及び本件照会等文書について

(1) 本件行政文書①及び②は、いずれも事故が発生したことにより、名古屋市が、被害生徒等から平成29年 5月19日に提訴された（以下「本件訴訟」という。）ことを発端に、取得または作成した行政文書であり、本件訴訟を行うに際して必要な手続きに関する書類、争いのある事実についての相手方の主張や名古屋市の主張が記載されている。その内容は多岐にわたるが、被害生徒や、その障害の状態、家庭環境等の本件情報③、損害賠償額やその算定方法などの本件情報④及び裁判所が秘密保護のための閲覧等の制限について決定した本件情報⑤が記載されている。

(2) 本件照会等文書は、文部科学省から実施機関に対して行う、学校における児童生徒の安全健康確保に関する通知、照会、及びその回答であり、担当者の氏名である本件情報①及び職員個人のメールアドレスである本件情報②が記載されている。

3 条例第 7条第 1項各号該当性について

- (1) 本件情報①及び③は、氏名、住所、身体的特徴、健康状態、家庭状況、財産等に関する情報であり、特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち、通常他人に知られたくないと認められるもの、又は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。
- (2) 本件情報②は職員個人の電子メールアドレスであるが、一般に向けて公表されている情報ではなく、公開すればいたずらや偽計等に使用される等のおそれがある。また、本件情報④は争訟に係る情報で、名古屋市の争訟当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものと認められる。
- (3) 本件情報⑤は、法第92条の規定に基づき、裁判所が閲覧等制限を行っている情報であると認められる。
- (4) 上記のことから、本件情報①及び③は条例第 7条第 1項第 1号に、本件情報②及び④は条例第 7条第 1項第 5号に、本件情報⑤は条例第 7条第 1項第 7号に、それぞれ該当すると認められる。
- (5) また、審査請求人は新聞または家族が公表している情報については公開すべきと主張するが、新聞報道及び家族の公表に対する考えについての実施機関の主張に不自然、不合理な点は認められないほか、審査請求人も具体的な主張はしておらず、審査請求人の主張に理由は認められない。

4 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 7 審査会の処理経過

1 調査審議までの経過

(1) 本件審査請求①

年 月 日	内 容
平成30年11月15日	諮問書の受理
同日	実施機関に弁明書を提出するよう通知
令和 2年 6月 8日	弁明書の受理

6月19日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明書に対する反論があるときは反論 意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意 見陳述申出書を提出するよう通知
-------	---

(2) 本件審査請求②

年 月 日	内 容
平成30年12月 7日	諮問書の受理
同日	実施機関に弁明書を提出するよう通知
令和 2年 6月 8日	弁明書の受理
6月19日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明書に対する反論があるときは反論 意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意 見陳述申出書を提出するよう通知

2 調査審議以降の経過

年 月 日	内 容
令和 2年12月25日 (第32回第 1小委員会)	調査審議
令和 3年 2月26日 (第34回第 1小委員会)	調査審議
3月17日 (第35回第 1小委員会)	調査審議
10月28日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 門脇美恵、委員 金井幸子、委員 川上明彦